

20歳になったら『国民年金』

20歳になられた皆様、ご成人おめでとうございます。満20歳を迎えると、様々な権利とともに義務も生まれます。国民年金に加入することもそのひとつです。皆様方の中には、「年金なんて先のことだから関係ない。」なんて思っている人はいませんか？

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までのすべての人が加入して、やがて誰にも訪れる老後の所得保障だけでなく、障害や死亡といった不慮の事故などにより私たちの生活の安定が損なわれることのないよう、みんなで前もって保険料を出し合いお互いを支え合う制度です。

また、少子高齢化が進行し、現役世代の負担が年々増加していますが、基礎年金の半分は国庫負担で賄われるため、現在20歳の方も平均的に長生きすれば、納付した保険料以上の年金が受け取れます。さらに、賃金や物価の変動に合わせて年金額が改定されますので、大変有利です。ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると、年金が受けられないこともありますので、「あのときに・・・」と後悔する前に必ず国民年金に加入し、成人としての第一歩を踏み出しましょう！

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、お住まいの市町村役場で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。加入手続きなど詳しくは市町村役場国民年金担当窓口又はお近くの社会保険事務所まで。（20歳前に就職して厚生年金等に加入している方は、国民年金の第2号被保険者となっていますので手続きは不要です。）



身体障害者手帳制度における肝臓機能障害の認定について (県からのお知らせ)

身体障害者福祉法等関係法令等が改正され、平成22年4月1日から厚生労働省が定める一定の基準に該当する場合、新たに肝臓機能障害として身体障害者手帳が交付されます。

身体障害者手帳の交付申請手続き等について

身体障害者手帳の交付対象となるのは、肝臓機能障害が重症化し、回復困難になっているものとして、厚生労働省が定める認定基準、認定要領に合致する方です。

- ①認定時期 平成22年4月1日から
- ②申請受付 平成22年2月1日から
- ③必要書類 身体障害者手帳交付申請書、身体障害者福祉法第15条により指定を受けた医師の「診断書・意見書」、写真（3cm×4cm）、印鑑
※「申請書」「診断書・意見書」の所定様式は、西粟倉村役場保健福祉課、美作県民局健康福祉部に備え付けています。
- ④手続き先 申請書ほか、必要書類を役場保健福祉課の身体障害者福祉係に提出してください。
- ⑤手帳交付 認定された方には、役場保健福祉課を通じて手帳を交付します。
- ⑥問い合わせ先 西粟倉村役場保健福祉課（☎ 79-7100）
美作県民局健康福祉部（☎ 0868-23-1298） 岡山県庁障害福祉課（☎ 086-226-7345）